



JASDAQ

平成 28 年 6 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社トーシン
代表者名 代表取締役社長 石田 信文
(JASDAQコード番号 9444)
問合せ先 取締役管理部長 江本 健一
(TEL 052-262-1122)

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 10 日開催の取締役会において、会社法 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役、従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及びに募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて承認を求める議案を、平成 28 年 7 月 28 日開催予定の当社第 30 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. スtock・オプション制度を導入する目的及び新株予約権を無償で発行する理由

当社及び当社子会社の取締役、従業員の当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高める事を目的として、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社および当社子会社の取締役、従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 499,700 株を上限とする。

なお、当社が新株予約権発行日以降、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についても行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 発行する新株予約権の総数

4,997 個（新株予約権 1 個につき当社普通株式 100 株。ただし（2）に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権 1 個当たりの払込をすべき金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下、行使価額という。）に新株予約権 1 個につき割られる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発効日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所 J A S D A Q における当社普通株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、当該価額が新株予約権発効日の終値（当日取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、新株予約権発効日の終値を行使価額とする。

なお、当社が新株予約権発行日以降、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使は除く。）または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込価額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されたものとする。

また、当社が新株予約権発効日以降、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の翌日から 2 年を経過した日を始期として、その後 3 年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権発行時において当社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

- ② 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人による権利行使は認められない。
- ③ その他の権利行使の条件は、本株主総会後に開催する取締役会ならびに新株予約権割当契約により定める。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

- ① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について、株主総会の承認議決がなされたときは、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 上記(7)に規定する新株予約権を行使できなくなった場合、または、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方法等

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（２）に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（５）で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使できる期間
前記（６）に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記（６）に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得事由及び条件
前記（８）に準じて決定する。

(12) 新株予約権の公正価額の算定基準

新株予約権の公正価額は、割当時における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価に基づくものとする。

(13) 新株予約権その他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

(注) 上記内容については、平成 28 年 7 月 28 日開催予定の当社第 30 期定時株主総会において「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上